

住宅改修

新築

古宅
中住

奨励金

《令和4年度受付開始》

住環境の向上と定住の促進を図り、活力ある町づくりを推進するため、町内に持ち家を建設する方、または改修する方等に対して奨励金を交付します。

住宅改修

住宅改修奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要です。

●対象となる改修工事、区分

①町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事

②改修に要する費用が50万円（消費税額等含む）以上

③住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など

※詳しくは下記係へお問い合わせ、または、町ホームページをご覧ください。

●受付期間

期 間 令和4年4月1日（金）～4月15日（金）※土・日・祝日を除く

時 間 午前8時30分～午後5時15分

※正午～午後1時を除く

場 所 建設課住宅係20番窓口（役場2階）

※一度住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

●奨励概要

①奨励金の額は、改修費用の20％で、50万円が限度です。

②建築後10年以上を経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確保される方です。

③予算の範囲内での実施のため、申込者多数の際は抽選となる場合があります。

住宅新築

今年度から、新築の奨励金額を増しました。

●新築必須要件 100万円

①床面積80㎡以上、10年以上の定住を確保される方

②断熱等性能等級4を満たす住宅

●加算要件

①申請時に同居する中学生以下の子どもがいる場合 30万円

②町内の業者に発注する場合 60万円

③北海道内の森林から産出され、町内で生産または製品化された木材（地域材）を10㎡以上使用した場合 20万円

④北海道内で森林管理認証された木材を1㎡以上使用し、COC認証

中古住宅

を取得した業者が施工した場合は、1㎡当たり3万円。加算要件③との併用可（使用量については小数点以下切捨て） 上限40万円
※必須要件の100万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。
※工事着手前に申請が必要です。

●対象となる中古住宅と奨励概要

①建物の固定資産税課税標準額

○150万円以上

奨励金の額30万円

○100万円以上150万円未満

奨励金の額20万円

※課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています。

②申請後10年以上の定住を確保される方を対象とします。

※申請は売買後1年以内です。

◎各奨励金の留意事項

奨励金のうち10パーセント（1万円単位、10万円上限）を、津別町商工会会員の取扱店で利用できる津別町商工スタンプ会発行の商品券で交付します。

問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係20番窓口

☎77－83390

空き家を

活用
(改修)

撤去

する方に費用の一部を助成します

町内に空き家が増えています。これらの空き家には、改修することにより利活用が可能になる空き家もあります。空き家を有効活用するため、空き家を改修する方に費用の一部を助成します。

また、適切に管理されず、安全性

の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空き家があります。これまで同様、空き家を取り壊す方に費用の一部を助成します。

空家活用

(改修)

●対象となる空き家

津別町空家等情報登録制度（空き家バンク）に登録済みの空き家

●対象となる者

①空き家の改修工事を賃貸の目的で行う所有者または管理者（町内在住の有無を問いません）

●対象となる改修工事

①津別町内の業者、または、申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事

②住宅の安全性、耐久性および居住性を維持させるための修繕や改修工事

※町外の業者が請け負うものは対象とはなりません。

③改修工事完了後、5年間は居住に使用する。

●補助額

補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です。

※申請には業者等の見積書が必要です。

空家撤去

●対象となる空き家

①3年以上使用していない、または

今後使用する予定のない空き家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。

②撤去工事の範囲は専用住宅（店舗等との併用住宅を含む）とそれに付属する物置などの付属家です。工場や倉庫、社宅は対象となりません。

●対象となる所有者

町内在住の有無は問いません。

※法人は対象とはなりません。

所有者が代理の方に申請を依頼する場合、委任状が必要です。

●対象となる撤去工事

津別町内の業者が取り壊しを請け負う工事です。

※町外の業者が請け負うもの、または個人が行うものは対象とはなりません。

●対象となる工事金額・補助額

①取り壊し工事金額は50万円以上です。

②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です（したがって

受付期間

期 間 令和4年4月1日（金）～

※土・日・祝日を除く

時 間 午前8時30分～

午後5時15分

※正午～午後1時を除く

問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係20番窓口

☎77－83390